

「取引状況の補足」欄の必須化対応について

取引状況を変更する際、「取引状況の補足」欄への入力が必要となるシステム対応を行います

近畿レインズへ売物件を登録する際、取引態様が「専任」または「専属専任」の物件については「取引状況」の入力が必須です。また、平成30年1月6日より、取引状況が「書面による購入申込みあり」「売主都合で一時紹介停止中」を選択時、「取引状況の補足」欄への入力が必要となるシステム対応を行います。

レインズ登録物件の取引の状態を表す項目で、以下の3種類から選択して設定できます。

- ① **公開中** …… 客付業者から購入申込みを受けられる状態のときに設定
- ② **書面による購入申込みあり** …… 客付業者から購入申込みを受けた状態のときに設定
- ③ **売主都合で一時紹介停止中** …… 売主の事情により一時的に物件を紹介できないときに設定

(ご注意) 賃貸物件および売買物件の「専任」「専属専任」以外の取引態様は対象外です

取引状況の登録画面(イメージ)

取引

取引態様 報酬形態

取引状況

取引状況の補足

(全角200文字以内) [【ガイドラインの記載例はこちら】](#)

注 「取引状況」を変更する際には、「取引状況の補足」に変更原因が発生した日や詳細な条件等を具体的に明示するよう、規程やガイドラインに定められています

- 「取引状況の補足」の記載例 (コピーして貼り付け可)
 - ・ 購入申込み書面受領日: ○年○月○日
 - ・ 購入申込み書面受領日: ○年○月○日、ただし売主意向により新規受付継続中
 - ・ 公開再開日: ○年○月○日
 - ・ 売主都合で、土、日の午前中のみ現地案内可
 - ・ 売主都合により○年○月○日まで紹介停止、売主申し出日: ○年○月○日

取引状況を変更する際には「取引状況の補足」欄は**入力必須**です。**購入申込み書面の受領日**や**売主からの申し出日・内容**等を明示する必要があります。入力がない場合、変更できません。

入力エラー画面(イメージ)

ご注意 取引条件: 取引状況の補足欄は入力必須です。購入申込み書面の受領日や売主からの申し出日・内容等を明示する必要があります。(C0040E)

登録 一時保存 図面確認

取引

取引態様 報酬形態

取引状況

取引状況の補足

(公社)近畿圏不動産流通機構規程及び「レインズ利用ガイドライン」の中で、「取引状況」を変更する際は「取引状況の補足」に詳細な条件や変更原因が発生した日付等を具体的に明示するよう定められています。

※ (公社)近畿圏不動産流通機構規程やガイドライン上の取扱いについてはホームページにてご確認ください。
(<http://www.kinkireins.or.jp>)